

公告文

仙台市公告（泉区）第1号

下記のとおり、一般競争入札（貸付料率）により清涼飲料水自動販売機設置事業者を選定することとしたので公告いたします。

令和4年2月4日

仙台市長 郡 和子



記

1 募集物件

所 在 仙台市泉区虹の丘1丁目9番地の4
設置場所 虹の丘コミュニティ・センター敷地内（屋外）
設置機種 ユニバーサルデザイン（バリアフリー）かつ災害対応型
設置台数 1台

2 貸付期間

令和4年4月1日から令和7年3月31日まで

3 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 個人の場合は仙台市内に住所を、法人の場合は仙台市内に本店又は支店・営業所を有し、市税の滞納がないこと。
- (3) 自動販売機（以下「自販機」という。）の設置業務について、3年以上の実績を有し、商品補充、金銭管理など自販機の維持管理を自己の責任において行う者であること。
- (4) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団等との関係を有していないこと。
- (5) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体との関係を有していないこと。
- (6) 入札日の過去1年以内に、本市施設の自動販売機設置に関して、契約内容に反する行為を行った者でないこと。

4 契約上の条件等

(1) 貸付契約の内容

この貸付契約は、地方自治法第238条の4第2項第4号の規定に基づく市有財産（自販機設置場所）の一時貸付け（賃貸借契約）とします。

(2) 貸付期間

貸付期間は、令和4年4月1日から令和7年3月31日までの3年間とします。ただし、更新は最初の3年間に限り認めます（貸付料率は変更しません。）。

(3) 貸付料

貸付料は、自動販売機の売上に貸付料率の割合を乗じて得た金額（円未満は切り捨て）

に、別途消費税及び地方消費税相当額を加算した額とします。

本市が設定する予定貸付料率以上で、最高の割合の貸付料率を入札したものを設置事業者と決定します。

(4) 売上報告書の提出等

設置事業者は、売上状況を3ヶ月毎に取りまとめ、四半期最終月の翌月の15日までに、売上報告書を本市に提出することとし、四半期最終月の翌月の月末までに、本市が貸付料の納入通知書を送付しますので、指定期日までに納入していただきます。

(5) 電気料

電気料は、設置事業者が使用量を計る子メーターを設置の上、子メーターの使用量に基づき、仙台市が月毎に発行する納入通知書により、指定期日（翌月末）までに納入していただきます。

(6) その他

自動販売機設置の基準、使用済み容器の回収ボックスの設置及び管理等「自動販売機の設置に関する契約書」の契約内容をすべて遵守していただきます。

5 募集要領、契約条項等の入手方法

本入札に必要な募集要領、応募申込にかかる様式等は仙台市ホームページよりダウンロードしてください。意見書には、(1)意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他にあってはその名称、代表者の氏名及び所在地）、(2)意見の内容、(3)意見を提出する者が私人である場合には氏名及び住所の公表の意思の有無を記載してください。提出された意見の内容は、原則として仙台市公報で公告され、縦覧に付されます。

6 申込方法・期限

(1) 申込方法

期限までに届くよう郵送等でお送りください。

(2) 入札参加申込書受付期間

令和4年2月4日～令和4年2月18日

(3) 入札書受付期間

令和4年2月19日～令和4年2月28日

(4) 送付先

〒981-3189

仙台市泉区泉中央2丁目1-1

泉区まちづくり推進部まちづくり推進課 電話 022-372-3111

(5) 開札日時

令和4年3月1日（火）午前10時

担当

〒981-3189 仙台市泉区泉中央二丁目1-1

仙台市泉区まちづくり推進課

地域振興係 水間・齋藤

電話：022-372-3111（内線：6132）